告　示

○宮内庁告示第三号

天皇皇后両陛下は、新潟県において開催される第六十五回全国植樹祭に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、五月三十一日から六月二日まで同県へ行幸啓になる。

平成二十六年五月一日

宮内庁長官　風岡　典之

○法務省告示第二百九号

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年六月二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年五月一日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古島下地間切嘉手苅村六十九番地

仲宗根加根

○法務省告示第二百十号

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年六月二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年五月一日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古島下地間切嘉手苅村五十八番地

勝連　惠幸

○法務省告示第二百十一号

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年六月二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年五月一日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古島下地間切嘉手苅村千三百二十九番地

與那覇戸那

○法務省告示第二百十二号

北海道滝川市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十六年五月一日

法務大臣　谷垣　禎一

北海道滝川市字朝日町三十一番地　末田　實

○法務省告示第二百十三号

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年六月二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年五月一日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古郡下地村字嘉手苅千四十八番地

勝連　惠替

○法務省告示第二百十四号

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年六月二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年五月一日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古郡下地村字嘉手苅千四十六番地

勝連カマド

○法務省告示第二百十五号

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年六月二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年五月一日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古島下地間切嘉手苅村六十番地

新里　惠偕

○法務省告示第二百十六号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十六年五月一日

法務大臣　谷垣　禎一

東京法務局所属　浅香紀久雄

宇都宮地方法務局所属　荒川　英明

広島法務局所属　天野登喜治

那覇地方法務局所属　與那覇朝則

○法務省告示第二百十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月一日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

つくば工機株式会社	茨城県高萩市上手綱三千三百三十三番地三	機械加工
恵那眼鏡工業株式会社	岐阜県中津川市苗木四千八百二十七番地の四十八	機械加工

○厚生労働省告示第二百二十六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十六条第一項の規定により、次のように同法第三十八条第一項の登録製造時等検査機関を登録したので、同法第百十二条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月一日

厚生労働大臣　田村　憲久